



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1099	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1100	生活保護法による指定介護機関の辞退	(").....	2
1101	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
1102	介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(長寿社会課).....	2
1103	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
1104	〃	(").....	3
1105	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	3
1106	〃	(").....	3
1107	随意契約の相手方の決定	(薬務課).....	4
1108	木材業者等の登録	(林業振興課).....	4
1109	道路の供用開始	(道路保全課).....	4
1110	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部).....	5

○ 人事委員会告示

11	令和4年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）の実施	5
----	-------------------------------	-------	---

○ 公安委員会告示

40	駐車監視員資格者講習の実施	8
42	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	10

○ 選挙管理委員会告示

68	和歌山県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等	12
----	------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1099号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人 助けあいセンターみかん	新宮市千穂三丁目4番24号	NPO法人みかん	新宮市千穂三丁目4番24号	訪問介護	令和3.12.31
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド高野口	橋本市高野口町名倉234番地	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	令和4.6.30

バイカル株式会社	橋本市神野々1109-2	居宅介護支援事業所 ばいかるかつらぎ	伊都郡かつらぎ町笠 田中256番地の1	居宅介護支援	令和 4.7.31
合同会社ネオ	東牟婁郡那智勝浦町 大字朝日三丁目78番 地	訪問看護ステーショ ンフレッタ	東牟婁郡那智勝浦町 大字天満30-58	訪問看護・介護予 防訪問看護	令和 4.7.31
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1 番地9	日高博愛園デイサー ビスセンター	御坊市名田町野島1 番地9	訪問入浴介護・介 護予防訪問入浴介 護	令和 4.8.1
社会福祉法人愛光園	伊都郡かつらぎ町佐 野1401-2	愛光園訪問看護ステ ーション	伊都郡かつらぎ町佐 野1401-2	訪問看護・介護予 防訪問看護	令和 4.8.31

和歌山県告示第1100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの種類	辞 退 年月日
医療法人晃和会	海南市日方327-11	医療法人晃和会谷口 病院	海南市日方327-11	介護療養型医療施 設	令和 4.9.30

和歌山県告示第1101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの種類	指 定 年月日
バイカル株式会社	橋本市神野々1109-2	居宅介護支援事業所 ばいかるかつらぎ	伊都郡かつらぎ町笠 田東15-2	居宅介護支援	令和 4.8.1
合同会社ネオ	東牟婁郡那智勝浦町 大字朝日三丁目78番 地	訪問看護ステーショ ンフレッタ	東牟婁郡那智勝浦町 大字朝日2-249	訪問看護・介護予 防訪問看護	令和 4.8.1

和歌山県告示第1102号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
3011410416	医療法人晃和会	医療法人晃和会谷口病院	和歌山県海南市日方327-11	指定介護療養型医療施設	令和4.9.30

和歌山県告示第1103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250183	ゆうみ介護サービス	田辺市新屋敷町42-2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社ゆうみ	田辺市新屋敷町42-2	令和4.9.22

和歌山県告示第1104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000142	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家一丁目3番1号	居宅介護	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家一丁目3番1号	令和4.9.30

和歌山県告示第1105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000852	ヘルパーステーションつくりの宿	橋本市清水字西栄270、271-1	共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	身体障害者（肢体不自由者に限る。） 難病等対象者	医療法人仁清会	橋本市清水512-7	令和4.10.1

和歌山県告示第1106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3012250829	ケアサポートかなで	田辺市神島台1-13	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社connect	田辺市神島台18-6	令和4.10.1

和歌山県告示第1107号

パルスオキシメータの購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
フィンガーパルスオキシメータPC-60B1 9,000台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県福祉保健部健康局薬務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年8月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社大黒
和歌山市手平三丁目8番43号
- 5 随意契約に係る契約金額
66,330,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,030,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第1108号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
	4013		令和4.8.31	有田郡湯浅町大字湯浅2735-1	紀州木材工業株式会社 代表取締役 蔵野裕之	製材	有田市星尾236

和歌山県告示第1109号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 美里龍神線

供用開始の区間 海草郡紀美野町箕六字谷西434番1地内

供用開始の期日 令和4年10月4日

和歌山県告示第1110号

免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
免許台帳ファイリングシステム更新委託及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
（構成員）日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
60,500,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,500,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年7月12日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

令和4年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）を次の要綱により実施する。

令和4年10月4日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和4年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
総合土木職	10人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職	2人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
電気職	1人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
林学職	2人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

イ 平成13年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和4年11月27日（日） 午前9時30分	和歌山市	令和4年12月16日（金）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和5年1月11日（水）	和歌山市	令和5年1月20日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

(注) 試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) (※1)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語	1時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 〈総合土木職〉 40題を全問必須解答とする。(択一式) 〈林学職〉 6題を全問必須解答とする。(記述式) 〈その他の試験区分〉 30題を全問必須解答とする。(択一式)	2時間（林学職のみ1時間30分）
	論文試験	200点 (※2)	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
-------	------	--------	--------------------	--

(※1) 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(※2) 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(1) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目（論文試験を除く。）の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験（論文試験を含む。）を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
総合土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良、農業土木構造物
建築職		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
林学職		森林経営学、森林科学、測量、林産物利用等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和4年度和歌山県職員採用I種試験、資格免許職職員採用試験（追加募集）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和4年10月21日（金）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和4年10月4日（火）午前10時から同月31日（月）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。

「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

この試験の最終合格者は、原則として令和5年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和4年4月1日現在）で、経歴に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年10月4日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講習 1 日 目	令和4年11月24日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講習 2 日 目	令和4年11月25日（金）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修了 考 査	令和4年12月2日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

和歌山市西1番地

交通センター3階 会議室

(3) 受講定員

8人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出した後、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取る。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取る。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合
申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

令和4年10月4日（火）から同月31日（月）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

(1) 郵送による申込みは、受け付けない。

(2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了審査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

(4) 新型コロナウイルス等の感染症の流行状況等により、駐車監視員資格者講習を中止することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県公安委員会告示第42号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和4年10月4日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時

令和4年12月8日（木）午前10時から午後5時まで

3 審査場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 会議室8及び会議室9

4 定員

合計5名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

- (1) 空港保安警備業務1級
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
- (2) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
- (3) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
- (4) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。
- (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
- (6) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。

- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
- (9) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
- (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。
- 7 審査の方法
学科試験及び実技試験とする。
なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
- 8 申請期間
令和4年11月8日（火）から同月10日（木）までの3日間の各日とも午前9時から午後5時までの間
- 9 審査申請書等の提出に関する手続
(1) に掲げる審査申請書等を(2) に掲げる提出先へ提出すること（郵送による申請は受け付けない。）。
(1) 審査申請書類等
ア 審査申請書
イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚
ウ 旧合格証の写し
エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）
オ その他
(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。） 1通
(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア) 又は (イ) のいずれかの書面 1通
(エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア) 及び (イ) の書面は要しない。
- (2) 提出先
ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎を含む。以下同じ。）
イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署
エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署
- 10 その他
(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参することとし、旧合格証を持参しない者は、審査を受けることができない。
(2) 審査当日は、マスクを着用するとともに、実技試験を受けやすい服装とすること。
(3) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- 11 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等許可係
電話番号 073-423-0110（内線3053）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和4年11月27日執行予定の和歌山県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり告示する。

令和4年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 基準となる日 令和4年11月9日。ただし、年齢については令和4年11月27日
- 2 登録を行う日 令和4年11月9日